

高齢者を狙った強引な健康食品の送りつけ商法が急増！

相談事例

自宅に見知らぬ業者から「2ヵ月前にお申し込みいただいた健康食品を代金引き換えで送ります」と電話がかかってきた。

「申し込んだ覚えがない」と伝えたところ、「受け取らなければ裁判をおこす」と言われ、電話が切れた。

業者の名称も連絡先もわからない。どうすればいいか。(70代 女性)

《相談員がアドバイスした内容》

- 申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければ、毅然と断りましょう！商品が送られてきた場合は**受け取りを拒否し**、商品を宅配業者に持ち帰ってもらいましょう！
- 今後のトラブルに備えて、送り状の差出人欄に書かれている住所、電話番号、業者名をメモしておくことをお勧めします。
- 一旦代金を支払ってしまうと、**取り戻すことは困難です。**

見守りのポイント

相談者の大半は60歳以上の高齢者です。業者から「**数か月前に注文した**」「**注文したときの録音がある**」などと強く言われ、押し切られてしまうケースが多く見られます。

注文した覚えがなければ、きっぱりと断ることが必要です。

もし、断り切れず、電話で受け取りに応じてしまった場合は、申込・契約書面を受け取ってから、8日以内であれば、**クーリング・オフ**ができます。

また、強引な勧誘電話の対策として、日頃から電話を留守番電話に設定しておくといよいでしょう。

泣き寝入りしてしまう高齢者の方もいらっしゃいますので、家族・地域の方々に声掛けを行うなどの見守りで、悪質な手口から高齢者を守りましょう！



お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111